

京都府立東稜高等学校【部活動に係る活動方針】について

京都府立東稜高等学校

京都府教育委員会が平成30年4月に策定した「京都府部活動指導指針」を踏まえ、以下の【学校経営方針】に基づき、本校の【部活動に係る活動方針】を策定する。

【学校経営方針】

■ 本校の教育目標

「質の高い学力」と「信頼される人間力」を育み、社会に貢献できる人間を育成する。

■ 本校の学校経営方針（中期経営目標）

「真の自己実現にTRY」をスローガンに、教育目標の具現化に向けたキャリア教育の推進を継続し、生徒の力が「伸びる学校」・生徒の力を「伸ばす学校」を目指す。本府「教育振興プラン」及び「学校教育の重点」を踏まえ、学習指導要領に即して創意・工夫した教育課程を編成し、日々の教育活動の充実に努め、希望進路の実現と心豊かにたくましく生きる人間の育成を図る。

- 1 地域・生徒・保護者に信頼され、地域とともに育つ学校として様々な教育活動を展開する。
- 2 厳しくも愛情のある粘り強い生徒指導を軸に基本的な生活習慣を確立し、「自学・自習」の習慣を定着させ、高い希望進路の実現を図る。
- 3 生徒会活動や部活動のより一層の活性化を図り、充実した学校生活を通じて人間力を育成する。また、地域諸団体との連携を進めながら、地域のスポーツ及び文化の振興に寄与する。

■ 本年度学校経営の重点目標

- 1 希望進路の実現に向けた具体的取組の充実
- 2 キャリアコースのさらなる整備・体系化
キャリアコース3分野の特色をより明確化し、職業観の醸成、希望進路の実現につなげる。
- 3 人権教育の推進
- 4 生活指導の充実
 - (1)家庭、出身中学校、関係機関等とのより一層の連携を図り、個々の生徒の教育支援の充実に努める。
 - (2)基本的な生活習慣を確立し、挨拶の励行、遅刻指導及び身だしなみに係る生徒指導の工夫改善を行う。
 - (3)生徒会活動や部活動などの自主活動を推進し、生徒を主体とした魅力ある行事を展開する。
 - (4)交通安全指導を徹底し、登下校時の自転車マナー、安全運転を励行させる。
- 5 広報活動（学校説明会等）の充実
- 6 教育環境整備の推進

【 部活動に係る活動方針 】

1 部活動の意義について

高等学校における部活動は、学習指導要領において「生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」と位置づけられ、また、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られる」とともに「地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力や各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにする」とも示されている。

学校教育活動の一環として行われる部活動は、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

2 本校の部活動の在り方について

本校においては、部活動の意義を踏まえながら、一人ひとりの生徒が、学校に軸足を置いた生活となるよう、今後も積極的な部活動への加入、参加を生徒に求める。

部活動を通じて、一人ひとりの生徒が、学級や学年の枠を超えた仲間や教師（顧問）等と密接に触れ合いながら、それぞれの発達段階に応じた自主性、協調性、責任感、連帯感などを醸成し、社会に貢献できる人間力を育むとともに、本校の部活動が、生徒の学校生活をより一層充実させ、地域のスポーツや文化の振興に寄与することを期待する。

3 練習時間・休養日の設定等について

原則、「京都府部活動指導指針」の設定を運用するが、本校の特色である「キャリアコース・ライフスポーツ」の設置目的や校内施設状況、地域や学校の実態等を踏まえ、次のとおり設定する。

○練習時間

- ・ 原則、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は3時間程度、土、日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とする。
なお、「グラウンド・体育館等の施設割当」や「公式大会に向けた練習試合、リハーサル」等の状況によっては、必要に応じて土、日曜日及び祝日の午前・午後帯の連続した活動を認める。（※ただし、常態化は認めない。）
- ・ 長期休業中の練習については、土、日曜日及び祝日に実施する場合に準ずるが、教職員・生徒ともに十分な休養を取れるよう、ある程度長期のまとまった休養日を設けること。

○休養日

- ・ 休養日は、週当たり1日以上設定することとし、原則、「月曜日をノー部活動デー」とする。（ただし、グラウンド・体育館等の施設割当において、月曜日の練習を実施する場合は、他の曜日を必ず休養日とする。）
- ・ 月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定するよう努力する。

4 活動計画（年間・月間）等について

部活動は、「生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えること」と併せて、「教職員がゆとりあるライフワークバランスを維持すること」ができるよう、指導に当たる教職員（顧問）は、年間を通した適切な活動計画を作成する。

○活動計画

- ・ 1年間を試合期、充実期、休息期等に分けてプログラムを計画的に立てるとともに、参加する大会や発表会等を精選する。
- ・ 活動計画の作成にあっては、指導に当たる教職員（顧問）は主体となる生徒との意見交換、協議を行うこと。
その上で、活動方針や目的、目標を明確にし、長・中・短期的目標を立案、練習や試合、発表会、イベント等を含めた、年間・月間の活動計画を作成する。
- ・ 活動計画の内容や変更については、できる限り、該当生徒や保護者に対して書面等で事前に示すこと。

5 指導の在り方について

○適切な指導

- ・ 「キャリアコース・ライフスポーツ」生徒を中心に、医科学的理論やトレーニング方法等を積極的に習得させるとともに、全ての部活動において活用を図る。
- ・ 生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防し、心理的な疲労回復を図るために、適切な練習時間や休養日を設定する等、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行う。
- ・ 生徒の多様なニーズに対応し、多くの生徒が部活動に参加できる環境を整える。

○体罰、パワー・ハラスメント等の防止

- ・ 体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為で、生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも絶対に許さない。
体罰等を防止するため、教職員（顧問）には、様々な機会を通じて、生徒との関係が支配、被支配の関係になる危険性があることを認識させ、日常の活動を通じて、生徒とのコミュニケーション、信頼関係の構築に努めさせる。
- ・ 指導者と生徒の人間関係の中で、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりする）な発言等がないよう、言葉かけに関しても指導を徹底する。

○スクール・セクハラ等の防止

- ・ 教職員（顧問）には、部活動のみならず、指導者と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があることを様々な機会を通じて認識させる。
- ・ セクハラに関する教職員研修等を通じて、SNS等による個別連絡の制限や個別指導や面談等が密室下で行われるようなことがないよう、未然防止に努める。

6 安全管理と事故防止について

○安全管理

- ・ 教職員及び生徒への救急処置研修を通じて、怪我・事故等が起こった場合の緊急時の初動対応の徹底を図るとともに、危機管理マニュアルに基づき、医療機関・関係者等への連絡体制やAED使用等について点検、確認を行う。
- ・ 校内施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底する。
- ・ 他の部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により、生徒同士の接触・衝突の回避や球技等では防球ネットの配置など、安全対策を講じる。

○事故防止

- 各生徒の発達段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意する。
- 気候や気象の変化に応じた対応を事前に想定させることにより、熱中症や落雷、突風などの急激な気象変化への対策を講じる。

7 学校の部活動マネジメントについて

○校長（管理職）の役割

- 校長は、部活動が「生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えること」と併せて、「教職員がゆとりあるライフワークバランスを維持すること」ができるよう、適切な指導を行う。
- 校長は【部活動に係る活動方針】及び各部の「活動計画」等に基づき、活動状況の把握を行うとともに、体罰やハラスメント行為等の防止に向けた校内研修を実施するなど、適切な部活動指導の徹底に努める。
- 校長は部顧問会議を設置し、部活動の意義、運営や指導の在り方、各部活動の活動内容等について協議、検討するとともに、全教職員の共通理解のもと学校としての指導体制を構築する。
- 校長は、教職員（顧問）による部活動に関わる金銭の徴収及びその管理について、生徒、保護者へ適切な周知を図るよう、指導を徹底する。
- 校長は、教職員、生徒、保護者、地域等の中で、十分な説明と相互の理解のもとで円滑な部活動運営、活動となるよう、環境整備に努めるとともに、部活動方針や各部の活動内容、活動報告等を学校HP等を通じて、適宜公表する。